

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
中央技術株式会社	9050001001678	茨城県水戸市渡里町3082

2 指名停止措置期間

令和2年6月15日～令和2年7月14日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する業務

4 事実概要

上記事業者及び元社長は、2014年6月から2016年5月の2事業年度にわたり同社の業務に関して架空の外注費を計上等し、法人税及び地方法人税を脱税したとして、法人税法及び地方法人税法違反により水戸地方裁判所から罰金刑及び懲役刑（執行猶予）の判決を受けた。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内